

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により公告する。

令和元年6月7日

静岡県知事 川勝平太

1 申請のあった年月日

令和元年5月27日

2 申請にかかる特定非営利活動法人について

(1) 名称

(変更前)

特定非営利活動法人REALE WORLD

(変更後)

認定特定非営利活動法人REALE WORLD

(2) 代表者の氏名

三好 彩

(3) 主たる事務所の所在地

伊東市富戸1317番地393

(4) 定款に記載された目的

この法人は広く一般市民を対象として、サッカーや音楽、文化、国際交流など、様々な分野での取り組みをしていく。その中で大人や子どもたちの抱える心の問題、社会問題、環境問題にたいして、大人と子ども、国や宗教、価値観の違いを超え、相互理解を深める交流を、国内だけでなく、国際的に行い、人々が力を合わせ同じ目的を達成するコミュニティをつくることで、心身の健康だけではなく、生きる力を身につけ、認め合うことができるようになり、健全な社会と国際化された社会が形成されるための環境作りに寄与することを目的とする。